

社会福祉法人萌の会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌の会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第10条第2号及び第3号、定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対する報酬額は次のとおりとする。

ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に定める1人あたりの月額範囲内とする。
 - (2) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めるときは支給額は役員退任慰労金規程による。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用は、第2条第5号の報酬等を含む。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 31 年 3 月 22 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 6 月 21 日に一部改訂し、実施する。

別表 1 評議員の報酬等

役 職	報酬日額(1 人あたり)	年度総額(1 人あたり)	年間総額(合計)
評議員	33,000 円	360,000 円	2,520,000 円

別表 2 常勤役員の報酬等

役 職	報酬月額(1 人あたり)	年間総額(1 人あたり)
役員(常勤)	1,600,000 円	19,200,000 円

別表 3 非常勤役員等の報酬等

役 職	報酬日額(1 人あたり)	年度総額(1 人あたり)	年間総額(合計)
理事(理事長以外)	33,000 円	360,000 円	1,800,000 円
理事(理事長)	33,000 円	360,000 円	360,000 円
監事	33,000 円	360,000 円	720,000 円

役員退任慰労金規程

社会福祉法人 萌の会

目 次

第 一 章 総 則	3
第 1 条 目 的	3
第 2 条 性 格	3
第 3 条 適用範囲	3
第 4 条 受給資格	3
第 二 章 退任慰労金の算定	3
第 5 条 算定基礎	3
第 6 条 支 給 率	4
第 7 条 在任年数の算定	4
第 8 条 端数金額の取扱い	4
第 9 条 特別功労金	4
第 10 条 退任慰労金の支給	4
第 三 章 その他の事項	5
第 11 条 除名等の取扱い	5
附 則	5
第 12 条 施行年月日	5
(別 表)	6

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人萌の会（以下「萌の会」という。）の役員の退任慰労金の支給に関する取扱いについて定めるものである。

(性 格)

第 2 条 退任慰労金は、役員が辞任、死亡、及び任期満了により萌の会を退任した場合にその在任中の功労に対して支給する。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、萌の会「定款」第二章で定める手続により選任された常勤、非常勤を問わず、当法人の理事、監事、評議員、顧問に適用する。ただし、顧問弁護士、顧問税理士等の委任契約を締結している場合を除く。

(受給資格)

第 4 条 役員が、辞任、死亡、及び任期満了により退任したときは退任慰労金を支給する。

第二章 退任慰労金の算定

(算定基準)

第 5 条 退任慰労金は、次の算式によって計算する。

$$\text{算定基準額} \times \text{支給率} = \text{退任慰労金額}$$

- 2 前項の算定基準額は、退任時の年額基本報酬とする。
- 3 年額基本報酬が定まっていない場合は年額 120,000 円とする。

(支給率)

第 6 条 算定基準額に乗ずる支給率は、在任年数により（別 表）に定める。

(在任年数の算定)

第 7 条 在任年数の計算は、定款第二章「役員」就任の日から起算し、辞任、死亡、及び任期満了により退任した日までを暦日に従って計算する。

2 在任年数の算定に当たって、1 年未満の端数がある場合は 1 年に切り上げる。

(端数金額の取扱い)

第 8 条 支給額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げる。

(特別功労金)

第 9 条 在任期間中特に功労があったと認められる者、その他特別な事情があると理事会が認めたときは、退任慰労金に加算して、当該退任慰労金の支給額を限度として、特別功労金を支給する。

(退任慰労金の支給)

第 10 条 退任慰労金は、理事会の承認を得た上で、退任した事業年度末までに通貨をもって本人に支給する。

2 前項にかかわらず、あらかじめ申告された本人名義の普通預金口座へ振込みによって支給し、退任慰労金明細書を本人に交付することがある。

3 本人が死亡した場合は、労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までの規定を準用する。

第三章 その他の事項

(除名等の取扱い)

第 11 条 除名、任免等、退任慰労金を支給するにふさわしくないと理事会が認めた役員に

対しては、退任慰労金を支給しない。
ただし、情状によってその一部を支給することがある。

附 則

（施行年月日）

第12条 この規程は平成16年2月7日より施行する。

(別 表)

退任慰労金支給率表

在任年数	倍 率	在任年数	倍 率
1年目	0.1倍	26年目	2.6倍
2年目	0.2倍	27年目	2.7倍
3年目	0.3倍	28年目	2.8倍
4年目	0.4倍	29年目	2.9倍
5年目	0.5倍	30年目	3.0倍
6年目	0.6倍	31年目	以下同率
7年目	0.7倍	32年目	
8年目	0.8倍	33年目	
9年目	0.9倍	34年目	
10年目	1.0倍	35年目	
11年目	1.1倍	36年目	
12年目	1.2倍	37年目	
13年目	1.3倍	38年目	
14年目	1.4倍	39年目	
15年目	1.5倍	40年目	
16年目	1.6倍	41年目	
17年目	1.7倍	42年目	
18年目	1.8倍	43年目	
19年目	1.9倍	44年目	
20年目	2.0倍	45年目	
21年目	2.1倍	46年目	
22年目	2.2倍	47年目	
23年目	2.3倍	48年目	
24年目	2.4倍	49年目	
25年目	2.5倍	50年目	